

# 公立大学法人横浜市立大学 看護キャリア開発支援センター規程

制 定 平成 27 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日第 20 号

## (目的及び設置)

第1条 横浜市立大学に、看護師のキャリア形成支援に関する必要な支援を行うため、看護キャリア開発支援センター（以下「センター」という）を置く。

## (趣旨)

第2条 この規程は、センターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項の調整を行う。

- (1) 看護職員のキャリア開発・支援に関すること。
- (2) 看護職員の確保対策に関すること。
- (3) 看護師の特定行為研修に関すること。

## (組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

2 センター長は理事長が任命し、センターの運営を統括する。

3 副センター長はセンター長が任命し、センター長指揮のもとセンターの運営推進にあたる。

## (庶務)

第5条 センターの庶務は、医学・病院統括部職員課が、市民総合医療センター総務課及び医学・病院統括部 医学教育推進課と連携して行う。

## (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が「横浜市立大学附属 2 病院と横浜市立大学医学部看護学科との連絡協議会」に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。